

規 則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十二号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項ただし書中「埼玉県個人番号の利用に関する条例」を「埼玉県個人番号の利用等に関する条例」に、「個人番号利用条例」を「番号利用条例」に、「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同条第三項ただし書中「個人番号利用条例第四条第二項」を「番号利用条例第四条第三項」に改める。

第五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第十条ただし書、第十条の七第一項ただし書、第十一条ただし書、第十三条第一項ただし書、第十三条の七第一項ただし書、第十四条第三項ただし書、第十四条の二十三第一項ただし書、第十四条の七第一項ただし書、第十五条第一項ただし書、第十六条第一項ただし書、第十八条第一項ただし書、第十九条第一項ただし書、第二十条ただし書、第二十条の二第二項ただし書並びに第二十四条第一項ただし書中「個人番号利用条例第四条第二項」を「番号利用条例第四条第三項」に改める。

別表中一三〇の項を削り、一二九の項を一三〇の項とし、一〇一の項から一二八の項までを一項ずつ繰り下げ、一〇〇の項の次に次のように加える。

一〇一	川口安行ウイステリア住宅	川口市大字安行藤八	中層耐火	四九・九〇	二〇
-----	--------------	-----------	------	-------	----

別表中三二六の項を三二七の項とし、一八九の項から三二五の項までを一項ずつ繰り下げ、一八八の項の次に次のように加える。

一八九	上尾沼南ヒルズ住宅	上尾市大字原市	中層耐火	五〇・一六	二〇
-----	-----------	---------	------	-------	----

第二条 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表中三二七の項を三二八の項とし、三二〇の項から三二六の項までを一項ずつ繰り下げ、三一九の項の次に次のように加える。

三二〇	コンフォール宮代中島住宅	南埼玉郡宮代町字中島	中層耐火	五〇・五二	二〇
-----	--------------	------------	------	-------	----

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年

五月一日から施行する。